

地びき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
たい他地びき網漁業	【点の位置】 基点甲 安芸市川北千如島共同漁業権境界基点 基点乙 安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端 基点丙 安芸市穴内新城の鼻突端の岩 【区域】 基点甲から磁針方位204度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域。ただし、基点乙から磁針方位195度0分の線及び基点丙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域を除く。	12月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 基点乙 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位185度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合5,500メートルの線に至る区域	12月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者